甲府市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正の概要

１．基本的な考え方

　　今回の条例改正は、国基準省令の改正に基づくものであり、市独自の変更や新たな設定は行わず、国の改正内容に沿って改正を行いました。

２．改正した条例のうち、甲府市が指定する事業所等に関するもの

　　⑴　甲府市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成３１年条例第６号）

　　⑵　甲府市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成３１年条例第７号）

⑶　甲府市指定通所支援の基準等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和元年条例第3号）

３．施行日

　　令和３年４月１日

４．改正の概要

　　⑴　全サービス共通

|  |  |
| --- | --- |
| 項　目 | 概　要 |
| 虐待防止対策の強化 | 利用者への虐待防止等のための責任者及び委員会を設置するとともに、従業者に対する研修を実施する等の措置を講じなければならないものとします。その際、１年間の経過措置を設けるものとします。 |
| 感染症等対策の強化 | 感染症等の発生及びまん延の予防等に関する取組の徹底を求める観点から、委員会の開催、指針の整備、研修の実施等に加え、訓練（シュミレーション）の実施を義務付けるものとします。その際、３年間の経過措置を設けるものとします。 |
| 業務継続計画の策定等 | 感染症や災害が発生した場合であっても、必要なサービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シュミレーション）の実施等を義務付けるものとします。その際、３年間の経過措置を設けるものとします。 |
| ハラスメント対策の強化 | 適切なハラスメント対策への対応を強化する観点から、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和４７年法律第１１３号）等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、適切なハラスメント対策を求めるものとします。 |
| 項　目 | 概　要 |
| 運営規程等の閲覧 | 利用者の利便性向上等の観点から、運営規程等の重要事項について、事業所での掲示だけでなく、事業所に閲覧可能な形（ファイル等）で備え置くこと等を可能とします。 |
| 身体的拘束等の適正化 | 身体的拘束等の適正化のため、その対策を検討する委員会の開催や、指針の整備、研修の実施等の措置を講じなければならないものとします。その際、１年間の経過措置を設けるものとします。 |

⑵　療養介護、生活介護、共生型生活介護、自立訓練（機能訓練）、共生型自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、共生型自立訓練（生活

訓練）、就労移行支援、就労継続支援Ａ型、就労継続支援Ｂ型、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助、外部サービス利用型共同生活

援助、施設入所支援、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援

|  |  |
| --- | --- |
| 項　目 | 概　要 |
| 会議及び相談支援時におけるテレビ電話等の活用 | 計画等の作成に係る会議及び相談等の支援については、テレビ電話等を活用しての実施を認めるものとします。 |

⑶　生活介護、共生型生活介護、自立訓練（機能訓練）、共生型自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、共生型自立訓練（生活訓練）、就労

移行支援、就労継続支援Ａ型、就労継続支援Ｂ型

|  |  |
| --- | --- |
| 項　目 | 概　要 |
| 就労定着支援事業所との連絡調整 | 通常の事業所に新たに雇用された利用者が就労定着支援の利用を希望する場合、就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならないものとします。 |

　 ⑷　就労移行支援、施設入所支援（就労移行支援を行う場合に限る。）

|  |  |
| --- | --- |
| 項　目 | 概　要 |
| 人員配置基準 | 就労支援員の常勤要件を廃止します。 |

　 ⑸　就労継続支援Ａ型

|  |  |
| --- | --- |
| 項　目 | 概　要 |
| 自己評価及び結果公表 | 厚生労働大臣が定める事項について自ら評価を行い、その結果を公表しなければならないものとします。 |

　 ⑹　共同生活援助、日中サービス支援型共同生活援助

|  |  |
| --- | --- |
| 項　目 | 概　要 |
| グループホームにおける支給決定の特例 | 共同生活援助事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例について、現在、令和３年３月  ３１日までとされているところ、令和６年３月３１日まで延長するものとします。 |

⑺　児童発達支援、放課後等デイサービス

|  |  |
| --- | --- |
| 項　目 | 概　要 |
| 人員配置基準 | 事業所に置くべき従業者は児童指導員又は保育士とし、障害福祉サービス経験者は除外するものとします。その際、２年間の経過措置を設けるものとします。  　また、医療的ケア（人口呼吸器による呼吸管理や喀痰吸引等）を行う場合には、看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師）を置かなければならないものとします。 |